

**新潟県条例第5号**

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p style="text-align: center;">（社会福祉業務手当）</p> <p><b>第19条</b> 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業 務 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">手 当 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">前項第1号から第3号までに掲げる業務</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前項第4号に掲げる業務</td> <td style="text-align: center;">950円</td> </tr> </tbody> </table>	業 務 の 区 分	手 当 の 額	前項第1号から第3号までに掲げる業務	500円	前項第4号に掲げる業務	950円	<p style="text-align: center;">（社会福祉業務手当）</p> <p><b>第19条</b> 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 身体障害者更生指導所に勤務する職員が心理学的若しくは職能的判定、生活指導又は職業指導の業務に従事した場合</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき<u>500円</u>とする。</p>
業 務 の 区 分	手 当 の 額						
前項第1号から第3号までに掲げる業務	500円						
前項第4号に掲げる業務	950円						
<p style="text-align: center;">（漁業取締手当）</p> <p><b>第22条</b> 漁業取締手当は、人事委員会規則で定める職員が漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第128条第3項</u>に規定する検査若しくは質問の業務若しくは同条第5項に規定する司法警察員の業務又はこれらを補助する業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（漁業取締手当）</p> <p><b>第22条</b> 漁業取締手当は、人事委員会規則で定める職員が漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第74条第3項</u>に規定する検査若しくは質問の業務若しくは同条第5項に規定する司法警察員の業務又はこれらを補助する業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 (略)</p>						

**附 則**

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項及び第22条第1項の改正は、公布の日から施行する。